

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

（1）請求人は、実兄（以下「兄」という。）が経営する「B酒店」（以下「B」という。）において、昭和〇年から商品の仕入れ及び車での移動販売を行っていた。

請求人は、平成〇年〇月〇日の深夜、自宅寝室において身体が震え出し、「困った、困った」、「Bが潰れる。」などと言い始め、痙攣状態になり、C病院に救急搬送され、「うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断され、入院加療した。

請求人は、本件疾病はBの労働者として多年にわたる長時間労働等の蓄積疲労（過重労働）が原因であるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人は、労災保険法上の労働者とは認められず、本件疾病についても、業務上の疾病とは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「前処分」という。）をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで棄却する旨の裁決（以下「前裁決」

という。) をした。

(2) その後、請求人は、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付に係る後続請求をしたところ、監督署長は、前処分と同様の理由により、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者と認められるか否かにある。また、労働者と認められる場合、請求人に発病した本件疾病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

本件は、前裁決に続く後続請求であり、請求期間が異なるのみで主張内容も同一であり、本件では新たな事実についての主張や資料等の提出はないことから、当審査会の本件に対する判断の変更の必要はなく、したがって、請求人は労災保険法上の労働者とは認められず、本件疾病が業務上の事由によるものか否かについては、判断を要しない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。